

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則……………一
……………(デジタルサービス局戦略部戦略課)
- 東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則……………五
……………(下水道局)

告示

- 都営住宅の廃止……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………五
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………七
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………七
- 特定都営住宅の廃止……………(同)……………二
- 都営改良住宅の廃止……………(同)……………二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………三
- 東京都地域特別賃貸住宅の使用料の変更……………(同)……………三
- 東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……………(同)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の全部解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………九
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一〇
- 都道の区域変更 (二件)……………(建設局道路管理部路政課)……………一〇
- 都道の供用開始……………(同)……………三

規程 (下水)

- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二四
- 東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程……………二四
- 下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程……………二四

告示 (下水)

- 昭和五十五年東京都下水道局告示第七十九号 (東京都下水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………二四

告示 (消)

- たき火禁止区域の指定……………二四

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二六

規則

東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則を公布する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十六号

東京都電子署名記録媒体による電子署名に関する規則

(通則)

第一条 東京都 (本庁、本庁行政機関、地方行政機関、附属機関及びこれらの長並びにこれらの長の補助機関を含む。) の電子署名記録媒体による電子署名に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 東京都が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

三 電子署名記録媒体 署名符号（電子署名を行うために用いる符号をいう。）及び電子証明書を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

四 局長 東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。）第九条第一項に規定する局長、同条第三項に規定する室長並びに住宅政策本部長及び中央卸売市場長をいう。

五 局 組織規程第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに住宅政策本部及び中央卸売市場をいう。

（電子署名記録媒体の発行等）

第三条 電子署名記録媒体の発行及び更新は、デジタルサービス局長がこれを行い、局長に交付する。

（使用しなくなった電子署名記録媒体の引継ぎ）

第四条 局長は、電子署名記録媒体を組織の改廃、更新等のため使用しなくなったときは、別記第一号様式による電子署名記録媒体引継書によりその電子署名記録媒体をデジタルサービス局長に速やかに引き継がなければならない。

2 デジタルサービス局長は、前項の規定により電子署名記録媒体の引継ぎを受けたときは、当該電子署名記録媒体に記録された署名符号及び電子証明書に係る電磁的記録を抹消するための措置を講じなければならない。

（電子署名記録媒体管理簿）

第五条 デジタルサービス局戦略部戦略課長（以下「戦略課長」という。）は、電子署名記録媒体を発行し、又は更新したときは、別記第二号様式による東京都電子署名記録媒体管理簿を作成し、整理しておかなければならない。

2 電子署名記録媒体を使用しなくなったときは、戦略課長は、当該電子署名記録媒体に係る東京都電子署名記録媒体管理簿に必要な事項を記載しなければならない。

（電子署名記録媒体管理者の指名等）

第六条 局に電子署名記録媒体管理者（以下「管理者」という。）を置き、庶務主管課

長（庶務主管課の長をいう。総務局にあつては、総務局総務部文書課長）をもって充てる。

2 管理者は、局長の命を受けて電子署名記録媒体による電子署名に関する事務をつかさどる。

（電子署名記録媒体取扱者の指名等）

第七条 管理者の下に電子署名記録媒体取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 取扱者は、管理者が自己の指揮監督する職員のうちから指名する。

3 取扱者は、管理者の命を受けて電子署名記録媒体による電子署名に関する事務を処理する。

4 管理者又は取扱者が不在であるときは、管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

5 管理者は、取扱者を指名し、又は変更したときは、遅滞なく、デジタルサービス局長に報告しなければならない。

（電子署名記録媒体の保管）

第八条 管理者は、電子署名記録媒体を常に堅固な容器に収納することのほか、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに、勤務時間外にあつては、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

2 管理者は、電子署名記録媒体のパスワードを当該電子署名記録媒体の取扱者以外の者に知られることのないようにしなければならない。

（電子署名記録媒体の事故報告）

第九条 局長は、電子署名記録媒体が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにデジタルサービス局長に別記第三号様式による電子署名記録媒体事故報告書を提出しなければならない。

- 一 当該電子署名記録媒体の破損、当該電子署名記録媒体に記録されているデータの毀損又はパスワードの忘失により当該電子署名記録媒体を使用できなくなったとき。
- 二 盗難、紛失、災害等により当該電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。
- 三 当該電子署名記録媒体のパスワードが漏えいしたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該電子署名記録媒体が不正に使用され、又は不正

に使用され得る状態になったとき。

(電子署名記録媒体による電子署名の付与)

第十条 電子署名記録媒体による電子署名の付与を求めようとする者は、別記第四号様式による電子署名使用簿(以下「使用簿」という。)に必要な事項を入力し、電子署名記録媒体による電子署名を付与しようとする電磁的記録(次項において単に「電磁的記録」という。)に決定済みの起案文書(当該起案文書に係る事案の内容を文書総合管理システムを利用して記録した電磁的記録のことをいう。以下同じ。)を添え、管理者又は取扱者の照合(以下「電子署名照合」という。)を受けなければならない。
2 前項の規定により電子署名照合を行った結果、電子署名記録媒体による電子署名の付与を適当と認めるときは、管理者又は取扱者は、電磁的記録に電子署名記録媒体による電子署名を付与するものとする。

3 前項の規定により電子署名記録媒体による電子署名を付与したときは、管理者又は取扱者は、決定済みの起案文書の公印照合・押印欄及び使用簿の付与者欄に記名しなければならない。

4 勤務時間外にあつては、電子署名記録媒体の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(電子署名記録媒体の使用状況の調査等)

第十一条 局長は、電子署名記録媒体の管理及び使用状況等について適宜必要な事項を調査し、必要があると認めるときは、デジタルサービス局長に報告しなければならない。

2 デジタルサービス局長は、必要があると認めるときは、電子署名記録媒体の管理及び使用状況等について局長に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、電子署名記録媒体による電子署名に関し必要な事項は、デジタルサービス局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

別記
第1号様式(第4条関係)

電子署名記録媒体引継書
文書記号・番号
年 月 日

デジタルサービス局長 殿

局長名
(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体について引き継ぎます。

記

シリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
廃止日	年 月 日
理由	組織の廃止(変更) その他()

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5条関係)

東京都電子署名記録媒体管理簿

レコード 番号	シリアル 番号	管理番号	用途	電子署名 記録管 理者	使用日 開始	理由	廃止日	理由	備考

第3号様式(第9条関係)

電子署名記録媒体事故報告書

文書記号・番号

年 月 日

デジタルサービス局長 殿

局長名

(公印省略)

次のとおり電子署名記録媒体に事故がありましたので届け出ます。

記

事故のあった電子署名記録媒体のシリアル番号	
管理番号	
電子署名記録媒体管理者	
事故の内容	
事故後の処理	
その他の	

(日本産業規格 A列4番)

第4号様式(第10条関係)

電 子 署 名 使 用 簿

レコード番号	電子署名記録者 媒体管理者	月 日	文 書 番 号	部 数	部（所）課名	担 当 者	付 与 者

東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百十七号

東京都下水道局長委任条項の一部を改正する規則

東京都下水道局長委任条項（昭和四十七年東京都規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千五百十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
南砂五丁目アパート (1、8号棟)	江東区南砂五丁目二十四番	中層耐火 三三・四平方メートル	四〇戸
南砂五丁目アパート (2、7号棟)	同右	三六・七平方メートル	八〇戸
桐ヶ丘アパート (N-24号棟)	北区桐ヶ丘二丁目七番	同右 四二・四平方メートル	八戸
同右	同右	同右 四二・七平方メートル	同右
桐ヶ丘アパート (N-25号棟)	同右	同右 三六・五平方メートル	同右
同右	同右	同右 五四・七平方メートル	一六戸
桐ヶ丘アパート (N-26、N-27、N-28、N-29号棟)	北区桐ヶ丘二丁目八番ほか	同右 五六・一平方メートル	八八戸
桐ヶ丘アパート (N-30、N-31、N-33、N-34、N-35、N-36号棟)	北区桐ヶ丘二丁目九番ほか	同右 三四・二平方メートル	二二戸
同右	同右	同右 三四・七平方メートル	一四戸
同右	同右	同右 五一・五平方メートル	三六戸
桐ヶ丘アパート (N-43号棟)	北区桐ヶ丘二丁目三番	同右 二九・四平方メートル	四戸
同右	同右	同右 四六・四平方メートル	二〇戸
桐ヶ丘アパート (N-44号棟)	同右	同右 三七・〇平方メートル	四戸
同右	同右	同右 五七・二平方メートル	二〇戸
桐ヶ丘アパート (N-45、N-46号棟)	同右	同右	四八戸
桐ヶ丘アパート (N-48、N-49号棟)	同右	同右 三四・一平方メートル	一二戸
同右	同右	同右 五一・五平方メートル	同右
桐ヶ丘アパート (N-53号棟)	北区桐ヶ丘二丁目一番	同右 四一・〇平方メートル	九六戸

花畑第3アパート
(2、3、4、5号棟)

足立区南花畑四丁目十一番

同右

三七・七平方メートル

一九〇戸

新宿二丁目アパート
(7号棟)

葛飾区新宿四丁目二十六番

同右

五二・五平方メートル

四〇戸

平井一丁目アパート
(1号棟)

江戸川区平井三丁目四番

同右

三二・六平方メートル

二九戸

●東京都告示第千五百十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和四年十二月一日から実施するので、同
条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造 名	称 位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	53,300
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	98,100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,100	84,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	92,100
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	39,400	106,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	91,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(34号棟)	新宿区戸山2-34	41.9	1	35,200	86,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	79,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(32号棟)	新宿区戸山2-32	38.8	1	32,400	74,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	51,200
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,100	64,600
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート(9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	41,000	74,900
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	47,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	52,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(57号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	51,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(77号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	53,000
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	73,900
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	2	29,500	50,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	53,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	2	26,200	42,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(15号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	39,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	51,500
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	54,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	95,600
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	68,700
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	17	36,000	83,700
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	78,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(1号棟)	品川区東品川13-32	37.9	1	32,500	49,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	99,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	99,600

種 類	構 造 名	称 位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(3号棟)	大田区大森西3-10	51.0	1	43,100	75,900
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(11号棟)	大田区南蒲田1-17	42.3	1	34,400	59,400
一般都営	中層耐火	本羽田二丁目アパート(10号棟)	大田区本羽田2-10	33.4	2	25,900	36,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	37,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	3	28,800	39,500
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糀谷6-9	37.3	1	29,600	44,800
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	63,400
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート(3号棟)	世田谷区桜丘3-4	48.1	1	41,000	93,300
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜丘2-4	48.1	1	40,200	85,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	72,800
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート(10号棟)	世田谷区駒沢3-22	51.0	1	42,500	96,300
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(54-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	32,900	56,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	101,400
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(1号棟)	中野区本町5-8	39.0	1	28,500	70,000
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,000	46,000
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39.0	1	31,700	65,200
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	76,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(9号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(2号棟)	北区王子本町3-8	33.4	1	25,400	54,500
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	52,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川13-71	42.2	1	33,400	68,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川13-71	42.2	1	33,400	68,300
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(1号棟)	北区赤羽南2-7	36.4	1	27,600	46,200
一般都営	中層耐火	北栄町アパート(13号棟)	北区栄町24-13	33.4	1	25,100	47,000
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	2	27,100	45,900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	2	24,500	43,200
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	80,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	4	24,400	38,200
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	78,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	1	43,800	92,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(5号棟)	練馬区春日町3-28	55.9	1	44,000	92,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(17号棟)	練馬区北町6-17	55.9	1	43,700	93,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(13号棟)	練馬区北町6-13	47.5	1	37,100	79,000

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37,100	79,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (1号8号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	81,200
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (2号1号棟)	練馬区北町6-21	59.6	1	47,700	106,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (5号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (3号3号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	55,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート (3号9号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (2号2号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	97,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	106,800
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート (3号棟)	足立区島根2-29	36.4	1	24,900	43,800
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	37,600
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート (3号棟)	足立区島根4-30	55.9	1	40,900	76,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	37,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号2号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,000	42,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (1号6号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,500	38,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート (3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	2	23,000	43,300
一般都営	中層耐火	千住元町アパート (1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	22,800	26,700
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	31,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (4号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,100	39,800
一般都営	中層耐火	六つ木町アパート (8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (1号4号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	44,600
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (8号棟)	足立区花畑8-4	41.7	2	27,900	42,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (1号0号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (2号1号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	38,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (3号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	45,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (1号4号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	42,900
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (4号棟)	足立区花畑2-16	63.0	1	43,700	61,300
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	69,300
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	69,300
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	66,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	66,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	70,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート (7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	70,100
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート (4号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	2	45,300	91,500

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	2	34,900	61,100
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	87,800
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第5アパート (1号棟)	葛飾区西亀有2-52	59.6	1	45,600	96,000
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート (1号棟)	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,400	76,200
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート (1号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,500	68,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	2	38,900	66,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (4号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート (1号2号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,200	57,500
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	70,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	81,700
一般都営	中層耐火	八王子石川町アパート (2号棟)	八王子市石川町2955-2	42.3	1	21,200	34,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (5号8号棟)	立川市富士見町6-58	42.3	1	23,200	42,800
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート (1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	89,600
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (4号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,100	77,200
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート (1号0号棟)	三鷹市上連雀9-33	51.0	1	37,700	80,800
一般都営	中層耐火	府中朝日町二丁目アパート (3号棟)	府中市朝日町2-3	63.2	1	41,900	98,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	65,700
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート (1号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,400	82,700
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート (3号棟)	調布市深大寺東町8-24	62.1	1	37,700	93,000
一般都営	中層耐火	国領町アパート (3号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	1	37,800	94,000
一般都営	中層耐火	調布ヶ丘二丁目アパート (1号棟)	調布市調布ヶ丘2-28	62.1	1	39,500	100,600
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,800	82,700
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (5号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,200	77,400
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (1号棟)	町田市金森7-19	48.1	1	27,300	52,100
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (3号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,200	65,200
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (7号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,200	65,200
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート (1号棟)	町田市忠生2-26	51.0	1	27,300	49,700
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート	町田市忠生3-6	55.9	1	30,000	55,000
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (4号6号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	76,700
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート (2号棟)	小平市学園西町2-26	55.9	1	33,000	72,100
一般都営	中層耐火	日野平山アパート (6号棟)	日野市平山4-20	42.3	1	20,700	33,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	富士本三丁目アパート(1号棟)	国分寺市富士本3-13	51.0	1	27,800	58,500
一般都営	中層耐火	富士本三丁目アパート(2号棟)	国分寺市富士本3-13	42.3	1	23,000	48,500
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	71,200
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	36,700	78,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,600	86,300
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(2号棟)	西東京市西原町1-7	60.2	1	37,000	83,000
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(19号棟)	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,000	71,900
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	66,600
一般都営	中層耐火	保谷富士町四丁目アパート(1号棟)	西東京市富士町4-24	61.5	1	41,500	96,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(22号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	2	18,000	44,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-4号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-4号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	38,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-3号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	29,700	52,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-6号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,700	58,200
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート(4号棟)	稲城市大丸82	51.0	1	26,600	58,700

●東京都告示第千五百十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
東京街道アパート (28号棟)	東大和市清原一丁目一番地	高層耐火 三四・六平方メートル	五四戸	二六、五〇〇円	七五、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六戸	三〇、九〇〇円	八八、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	同右	三六、七〇〇円	一〇四、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三六、六〇〇円	同右
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四四、〇〇〇円	一二五、四〇〇円
東京街道アパート (29号棟)	同右	中層耐火 三四・六平方メートル	五戸	二六、五〇〇円	七五、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二五戸	三〇、九〇〇円	八八、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三六、六〇〇円	一〇四、三〇〇円
同右	同右	同右	同右	同右	一〇四、五〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	四三、九〇〇円	一二五、一〇〇円
<p>●東京都告示第千五百二十号</p> <p>次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p> <p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和四年十一月三十日</p>					
桐ヶ丘アパート (N154号棟)	北区桐ヶ丘二丁目九番	中層耐火 四二・三平方メートル	一六戸		
<p>●東京都告示第千五百二十一号</p> <p>次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p> <p>(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和四年十一月三十日</p>					
<p>東京都知事 小池 百合子</p>					

名称

平井一丁目アパート
(1、2号棟)

位置

江戸川区平井三丁目四番

構造及び規模

中層耐火 三二・六平方メートル

戸数

七〇戸

●東京都告示第千五百二十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和四年十二月一日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	2	34,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	98.7	1	72,600
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（14号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,400
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（42-9号棟）	渋谷区笹塚2-42	36.6	1	31,100
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（10号棟）	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（2号棟）	荒川区荒川7-8	48.8	1	35,800
改良	中層耐火	成増一丁目アパート（2号棟）	板橋区成増1-3	42.3	1	32,900
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第千五百二十三号

東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三十三号）第三条第二項及び第十一条第二項の規定に基づき、地域特別賃貸住宅の使用料を次のように変更し、令和四年十二月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

種	類	構	進	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
地域特別賃貸住宅	高層耐火			枝川一丁目第2アパート(15号棟)			江東区枝川1-8	61.53	1	89,900
地域特別賃貸住宅	高層耐火			枝川一丁目第2アパート(17号棟)			江東区枝川1-9	70.75	30	103,400
地域特別賃貸住宅	中層耐火			東大泉一丁目第3アパート(1号棟)			練馬区東大泉1-3	70.75	18	88,700
地域特別賃貸住宅	中層耐火			江北二丁目第2アパート(2号棟)			足立区江北2-22	69.82	12	78,300
地域特別賃貸住宅	高層耐火			東堀切二丁目第2アパート(7号棟)			葛飾区東堀切2-28	67.88	1	99,600
地域特別賃貸住宅	中層耐火			南篠崎町五丁目アパート(2号棟)			江戸川区南篠崎町5-4	74.85	2	100,300
地域特別賃貸住宅	中層耐火			多摩ニュータウン南大沢団地(3-8-1号棟)			八王子市南大沢3-8	67.15	37	68,600
地域特別賃貸住宅	高層耐火			柏町一丁目アパート(10号棟)			立川市柏町1-12	63.01	1	84,000
地域特別賃貸住宅	中層耐火			武蔵野八幡町四丁目アパート(2号棟)			武蔵野市八幡町4-18	61.53	2	97,400
地域特別賃貸住宅	中層耐火			府中天神町四丁目アパート(1号棟)			府中市天神町4-12	69.97	21	66,500
地域特別賃貸住宅	中層耐火			府中天神町四丁目アパート(2号棟)			府中市天神町4-12	69.97	21	66,500
地域特別賃貸住宅	中層耐火			調布柴崎一丁目第2アパート(1号棟)			調布市柴崎1-31	69.97	9	89,700
地域特別賃貸住宅	中層耐火			調布柴崎一丁目第2アパート(2号棟)			調布市柴崎1-31	70.69	12	90,600
地域特別賃貸住宅	中層耐火			下石原一丁目アパート(1号棟)			調布市下石原1-8	69.84	10	84,700
地域特別賃貸住宅	高層耐火			調布深大寺東町八丁目アパート(1号棟)			調布市深大寺東町8-26	71.79	49	104,500
地域特別賃貸住宅	高層耐火			柳沢六丁目アパート(3号棟)			西東京市柳沢6-4	69.84	60	87,000
地域特別賃貸住宅	中層耐火			ひばりが丘二丁目アパート(1号棟)			西東京市ひばりが丘2-2	69.84	40	84,300
地域特別賃貸住宅	中層耐火			保谷富士町一丁目第2アパート(1号棟)			西東京市富士町1-8	69.84	35	84,500
地域特別賃貸住宅	高層耐火			多摩ニュータウン愛宕団地(4-4 0-1号棟)			多摩市愛宕4-40	66.71	1	82,700
地域特別賃貸住宅	高層耐火			多摩ニュータウン向陽台団地(3号棟)			稲城市向陽台4-5	59.00	23	62,000
地域特別賃貸住宅	高層耐火			多摩ニュータウン向陽台団地(3号棟)			稲城市向陽台4-5	69.67	72	73,200
地域特別賃貸住宅	中層耐火			多摩ニュータウン向陽台六丁目団地(1号棟)			稲城市向陽台6-9	67.56	40	75,200
地域特別賃貸住宅	中層耐火			多摩ニュータウン向陽台六丁目団地(1号棟)			稲城市向陽台6-9	73.33	10	81,600

●東京都告示第千五百二十四号

東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)第三条第二項及び第十一條第二項の規定に基づき、特定公共賃貸住宅の使用料を次のように変更し、令和四年十二月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
特定公共賃貸住宅	高層耐火			四番町第2アパート(2号棟)			千代田区四番町6	52.81	8	158,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			四番町第2アパート(2号棟)			千代田区四番町6	63.77	6	191,400
特定公共賃貸住宅	中層耐火			高輪一丁目アパート(2号棟)			港区高輪1-15	79.75	23	187,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			高輪一丁目アパート(2号棟)			港区高輪1-15	82.25	3	193,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			高輪一丁目アパート(3号棟)			港区高輪1-15	76.31	2	179,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			北青山一丁目アパート(1号棟)			港区北青山1-6	71.25	2	211,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			北青山一丁目アパート(3号棟)			港区北青山1-6	71.24	2	211,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			北青山一丁目アパート(4号棟)			港区北青山1-6	63.42	27	188,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			北青山一丁目アパート(4号棟)			港区北青山1-6	63.61	18	188,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			北青山一丁目アパート(4号棟)			港区北青山1-6	72.97	24	216,400
特定公共賃貸住宅	高層耐火			北青山一丁目アパート(4号棟)			港区北青山1-6	73.77	27	218,800
特定公共賃貸住宅	高層耐火			港南四丁目第3アパート(1号棟)			港区港南4-2	64.60	2	140,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			港南四丁目第3アパート(4号棟)			港区港南4-2	56.17	1	122,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			港南四丁目第3アパート(4号棟)			港区港南4-2	57.48	1	125,000
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(1号棟)			港区台場1-3	65.99	2	128,000
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(1号棟)			港区台場1-3	70.96	2	137,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(1号棟)			港区台場1-3	75.50	3	146,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(1号棟)			港区台場1-3	79.96	2	155,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(1号棟)			港区台場1-3	103.32	2	200,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(1号棟)			港区台場1-3	104.67	2	203,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(6号棟)			港区台場1-5	58.08	4	112,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(6号棟)			港区台場1-5	76.42	1	148,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(6号棟)			港区台場1-5	81.05	5	157,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(6号棟)			港区台場1-5	90.61	16	175,800
特定公共賃貸住宅	高層耐火			台場一丁目アパート(6号棟)			港区台場1-5	107.01	4	207,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			百人町三丁目アパート(2号棟)			新宿区百人町3-30	75.35	2	158,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			墨田一丁目第2アパート(4号棟)			墨田区墨田1-4	71.55	2	116,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			大島九丁目アパート(8号棟)			江東区大島9-7	64.02	1	107,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			枝川一丁目第2アパート(1号棟)			江東区枝川1-9	67.36	1	98,400
特定公共賃貸住宅	高層耐火			新砂三丁目アパート(1号棟)			江東区新砂3-3	61.35	1	107,200

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(5号棟)			目黒区八雲1-1	53.78	7	130,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(5号棟)			目黒区八雲1-1	56.57	8	137,400
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(5号棟)			目黒区八雲1-1	65.14	48	158,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(5号棟)			目黒区八雲1-1	77.13	7	187,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(6号棟)			目黒区八雲1-1	66.83	1	162,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(7号棟)			目黒区八雲1-1	53.78	5	130,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(7号棟)			目黒区八雲1-1	65.14	31	158,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(7号棟)			目黒区八雲1-1	68.90	6	167,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八雲一丁目アパート(7号棟)			目黒区八雲1-1	77.13	5	187,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			大森本町二丁目アパート(1号棟)			大田区大森本町2-2	62.86	40	117,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			大森本町二丁目アパート(1号棟)			大田区大森本町2-2	69.16	16	128,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			上鷺宮二丁目アパート(6号棟)			中野区上鷺宮2-4	66.40	1	118,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火			中野一丁目アパート(7号棟)			中野区中野1-5	65.86	6	122,300
特定公共賃貸住宅	中層耐火			中野一丁目アパート(7号棟)			中野区中野1-5	68.78	4	127,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			井草三丁目第3アパート(1号棟)			杉並区井草3-4	63.11	1	109,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			桐ヶ丘一丁目アパート(2号棟)			北区桐ヶ丘1-6	63.13	1	91,800
特定公共賃貸住宅	高層耐火			桐ヶ丘一丁目アパート(2号棟)			北区桐ヶ丘1-16	67.31	1	97,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			浮間三丁目第5アパート(2号棟)			北区浮間3-1	66.11	2	102,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	79.27	7	108,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	79.35	19	108,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	80.93	2	110,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	81.27	19	111,400
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	82.30	2	112,800
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	84.00	2	115,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	84.49	21	115,800
特定公共賃貸住宅	高層耐火			町屋五丁目第3アパート(3号棟)			荒川区町屋5-9	84.62	2	116,000
特定公共賃貸住宅	中層耐火			蓮根三丁目第3アパート(1号棟)			板橋区蓮根3-16	69.34	1	118,500
特定公共賃貸住宅	中層耐火			西台一丁目アパート(3号棟)			板橋区西台1-15	63.13	1	85,200
特定公共賃貸住宅	中層耐火			西台四丁目アパート(3号棟)			板橋区西台4-4	71.94	10	93,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			谷原三丁目アパート(2号棟)			練馬区谷原3-10	62.80	1	94,500

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
特定公共賃貸住宅	中層耐火			中村北四丁目アパート(4号棟)			練馬区中村北4-19	62.59	1	115,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			東大泉五丁目アパート(2号棟)			練馬区東大泉5-15	62.90	1	100,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			石神井町三丁目第3アパート(4号棟)			練馬区石神井町2-18	70.58	1	116,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火			練馬二丁目第4アパート(3号棟)			練馬区練馬2-24	62.90	1	113,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			練馬関町南四丁目第2アパート(3号棟)			練馬区関町南4-22	70.58	1	110,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			足立二丁目アパート(1号棟)			足立区足立2-44	73.05	15	93,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火			六月一丁目第4アパート(1号棟)			足立区六月1-1	84.53	1	97,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			六月一丁目第4アパート(2号棟)			足立区六月1-4	74.26	1	85,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火			六月一丁目第4アパート(3号棟)			足立区六月1-3	74.26	1	85,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			西綾瀬三丁目第2アパート(1号棟)			足立区西綾瀬3-2	75.13	2	107,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			新田二丁目第2アパート(1号棟)			足立区新田2-2	63.11	12	79,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			新田二丁目第2アパート(2号棟)			足立区新田2-2	70.43	90	88,300
特定公共賃貸住宅	中層耐火			西水元五丁目アパート(1号棟)			葛飾区西水元5-4	71.49	2	88,200
特定公共賃貸住宅	中層耐火			奥戸三丁目アパート(4号棟)			葛飾区奥戸3-17	75.09	1	103,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	61.82	7	84,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	73.28	5	100,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	75.89	1	103,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	76.06	2	104,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	76.60	1	104,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	77.16	5	105,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(1号棟)			葛飾区東四つ木4-44	79.67	5	109,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(2号棟)			葛飾区東四つ木4-44	61.82	3	84,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(2号棟)			葛飾区東四つ木4-44	73.28	5	100,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(2号棟)			葛飾区東四つ木4-44	75.89	1	103,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(2号棟)			葛飾区東四つ木4-44	76.92	4	105,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(2号棟)			葛飾区東四つ木4-44	77.16	6	105,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			東四つ木四丁目アパート(2号棟)			葛飾区東四つ木4-44	79.67	5	109,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火			階篠崎町五丁目アパート(7号棟)			江戸川区南篠崎町5-5	75.89	2	101,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			長沼町第2アパート(16号棟)			八王子市長沼町1302	74.71	1	87,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			八王子石川町第2アパート(6号棟)			八王子市石川町1920	70.69	1	81,100

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
特定公共賃貸住宅	中層耐火			多摩ニュータウン鎌水第2団地(3号棟)			八王子市鎌水2-84	72.11	1	61,500
特定公共賃貸住宅	中層耐火			立川幸町二丁目第5アパート(4号棟)			立川市幸町2-16	71.19	1	88,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火			下蓮雀七丁目アパート(5号棟)			三鷹市下蓮雀7-10	70.85	2	116,400
特定公共賃貸住宅	高層耐火			新川一丁目アパート(1号棟)			三鷹市新川1-2	74.07	1	117,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火			牟礼六丁目アパート(23号棟)			三鷹市牟礼6-25	70.64	75	105,200
特定公共賃貸住宅	高層耐火			牟礼六丁目アパート(23号棟)			三鷹市牟礼6-25	84.88	2	126,400
特定公共賃貸住宅	中層耐火			河辺町六丁目アパート(1号棟)			青梅市河辺町6-4	63.11	16	54,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火			府中南町アパート(25号棟)			府中市南町4-40	78.10	1	110,300
特定公共賃貸住宅	中層耐火			上川原町二丁目アパート(2号棟)			昭島市上川原町2-22	81.84	1	89,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			松原町一丁目第3アパート(1号棟)			昭島市松原町1-12	74.17	1	84,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			中神第2アパート(10号棟)			昭島市中神町1282	69.31	1	80,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			拝島町三丁目アパート(11号棟)			昭島市拝島町3-17	62.67	1	60,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			昭島東町一丁目アパート(23号棟)			昭島市東町1-15	71.37	8	87,200
特定公共賃貸住宅	中層耐火			昭島東町一丁目アパート(23号棟)			昭島市東町1-15	73.82	4	90,200
特定公共賃貸住宅	中層耐火			国領町三丁目アパート(1号棟)			調布市国領町3-8	77.25	1	126,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火			森野五丁目第3アパート(1号棟)			町田市森野5-28	70.26	1	95,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			高ヶ坂アパート(1号棟)			町田市金森東1-28	64.47	1	85,300
特定公共賃貸住宅	中層耐火			高ヶ坂アパート(5号棟)			町田市金森東1-28	64.47	1	85,300
特定公共賃貸住宅	高層耐火			森野四丁目アパート(1号棟)			町田市森野4-8	70.48	1	99,500
特定公共賃貸住宅	中層耐火			町田金森一丁目アパート(6号棟)			町田市金森1-20	70.12	1	106,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火			町田金森一丁目アパート(7号棟)			町田市金森1-20	70.12	1	106,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火			金森第8アパート(3号棟)			町田市金森4-8	70.17	1	92,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			金森第8アパート(4号棟)			町田市金森4-8	70.17	1	92,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			高ヶ坂第2アパート(3号棟)			町田市高ヶ坂7-28	65.82	1	98,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火			高ヶ坂第2アパート(4号棟)			町田市高ヶ坂7-28	65.82	1	98,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火			南大谷アパート(1号棟)			町田市南大谷264	70.74	1	96,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火			南大谷アパート(2号棟)			町田市南大谷264	70.74	1	96,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火			森野六丁目アパート(1号棟)			町田市森野6-62	69.51	1	101,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火			大沼町一丁目アパート(15号棟)			小平市大沼町7-1	63.11	2	82,200
特定公共賃貸住宅	中層耐火			大沼町一丁目アパート(20号棟)			小平市大沼町7-1	63.67	1	82,900

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
特定公共賃貸住宅	中層耐火	小川西町二丁目第2アパート(29号棟)			小平市小川西町2-29			63.49	1	87,300
特定公共賃貸住宅	中層耐火	小川西町五丁目アパート(4号棟)			小平市小川西町5-39			63.11	2	83,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火	花小金井四丁目アパート(3号棟)			小平市花小金井4-21			62.57	1	79,400
特定公共賃貸住宅	中層耐火	花小金井四丁目アパート(4号棟)			小平市花小金井4-21			62.57	1	79,400
特定公共賃貸住宅	中層耐火	日野大坂上三丁目アパート(10号棟)			日野市大坂上3-11			75.80	1	93,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火	日野大坂上三丁目アパート(12号棟)			日野市大坂上3-11			75.39	1	93,400
特定公共賃貸住宅	中層耐火	日野新町一丁目アパート(6号棟)			日野市新町1-13			71.23	1	105,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火	日野新町一丁目アパート(9号棟)			日野市新町1-13			77.68	1	114,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火	日野栄町二丁目アパート(2号棟)			日野市栄町2-17			76.17	1	105,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火	東村山本町アパート(7号棟)			東村山山本町4-11			70.84	1	82,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火	東村山本町アパート(8号棟)			東村山山本町4-11			70.84	1	82,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火	東村山本町アパート(12号棟)			東村山山本町4-7			63.01	1	73,700
特定公共賃貸住宅	高層耐火	東村山本町アパート(24号棟)			東村山山本町4-9			63.12	1	73,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火	多摩湖町四丁目アパート(2号棟)			東村山市多摩湖町4-3			63.08	1	75,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火	国分寺本町四丁目アパート(4号棟)			国分寺市本町4-17			78.08	1	132,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火	国立北三丁目第2アパート(5号棟)			国立市北3-2			71.22	2	86,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火	国立北三丁目第2アパート(6号棟)			国立市北3-1			63.11	48	76,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火	国立北三丁目第2アパート(7号棟)			国立市北3-1			63.11	1	76,600
特定公共賃貸住宅	高層耐火	国立北三丁目第2アパート(9号棟)			国立市北3-1			63.11	55	76,600
特定公共賃貸住宅	中層耐火	ひばりが丘北一丁目アパート(24号棟)			西東京市ひばりが丘北1-8			70.17	1	93,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火	保谷新町五丁目アパート(22号棟)			西東京市新町5-17			63.11	1	75,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火	東大和向原アパート(13号棟)			東大和市向原3-10			70.59	1	76,000
特定公共賃貸住宅	高層耐火	清瀬野塩アパート(19号棟)			清瀬市野塩2-387			63.26	2	69,500
特定公共賃貸住宅	高層耐火	中清戸四丁目アパート(6号棟)			清瀬市中清戸4-847			70.84	1	74,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火	中清戸四丁目アパート(7号棟)			清瀬市中清戸4-847			70.84	1	74,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火	清瀬竹丘三丁目第2アパート(4号棟)			清瀬市竹丘3-9			63.11	35	63,500
特定公共賃貸住宅	中層耐火	前沢二丁目アパート(6号棟)			東久留米市前沢2-6			62.92	1	76,100
特定公共賃貸住宅	中層耐火	柳窪三丁目アパート(5号棟)			東久留米市柳窪3-3			70.17	1	78,800
特定公共賃貸住宅	中層耐火	東久留米中央町二丁目アパート(2号棟)			東久留米市中央町1-5			63.07	1	75,900
特定公共賃貸住宅	中層耐火	東久留米中央町二丁目アパート(5号棟)			東久留米市中央町2-3			63.08	1	75,900

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
特定公共賃貸住宅	高層耐火	大門町二丁目アパート(4号棟)			東久留米市大門町2-12			62.82	2	77,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火	大門町二丁目アパート(5号棟)			東久留米市大門町2-10			62.82	1	77,900
特定公共賃貸住宅	高層耐火	村山アパート(1103号棟)			武蔵村山市緑が丘1460			63.06	1	69,300
特定公共賃貸住宅	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-2-1号棟)			多摩市愛宕3-2			68.61	1	85,000
特定公共賃貸住宅	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-5-1号棟)			多摩市愛宕3-5			73.50	1	91,100
特定公共賃貸住宅	高層耐火	関戸三丁目アパート(1号棟)			多摩市関戸3-2			72.60	1	91,700
特定公共賃貸住宅	中層耐火	瑞穂アパート(16号棟)			瑞穂町むさし野1-3			71.39	15	56,000
特定公共賃貸住宅	中層耐火	瑞穂アパート(26号棟)			瑞穂町むさし野1-5			63.13	1	49,500
特定公共賃貸住宅	中層耐火	瑞穂アパート(32号棟)			瑞穂町むさし野1-5			63.13	1	49,500

●東京都告示第千五百二十五号

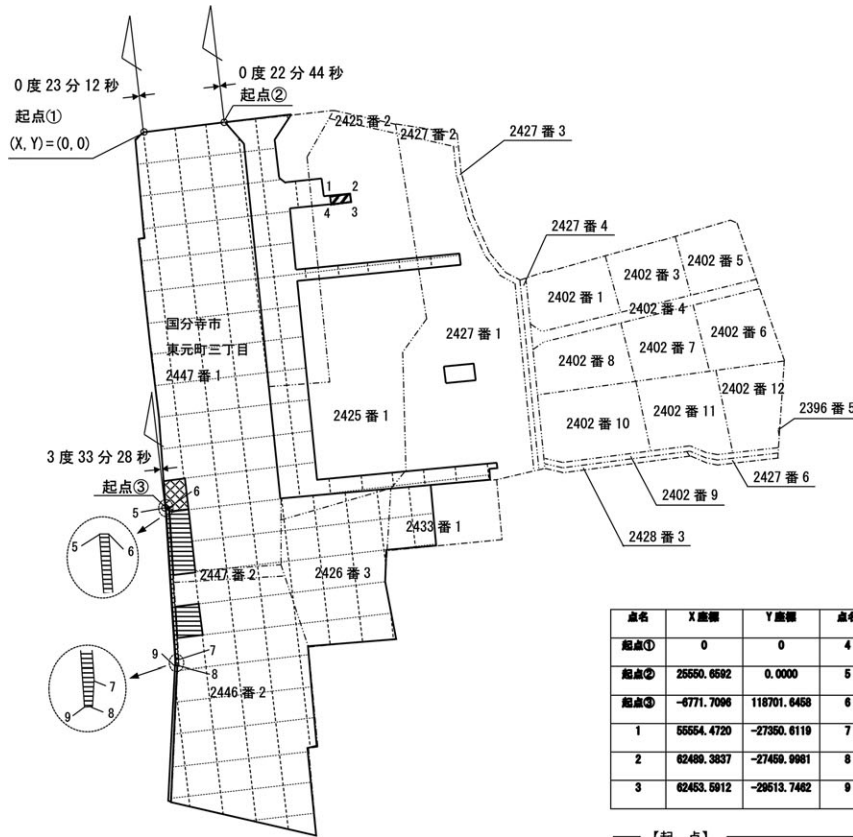
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百四十二号
により指定した区域の一部及び令和四年東京都告示第千
百四十号により指定した区域の全部の指定を解除する
ので、
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定に
よ、次のとおり告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(国分寺市東元町三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点①	0	0	4	55554.7563	-29389.6198
起点②	25550.6592	0.0000	5	-6771.7096	118701.6458
起点③	-6771.7096	118701.6458	6	-6131.4789	118731.7301
1	55554.4720	-27350.6119	7	-8767.2399	168902.4354
2	62489.3637	-27459.9961	8	-9042.9330	168646.9796
3	62463.5912	-29513.7462	9	-8623.5735	168622.4584

【起 点】

起点①は、座標値(X= 0, Y= 0)とする。

起点②は、座標値(X= 25550.6592, Y= 0.0000)とする。

起点③は、座標値(X= -6771.7096, Y= 118701.6458)とする。

※座標値は、国分寺市東元町三丁目2447番1の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点①を通る格子の回転角度(0度23分12秒)

起点②を通る格子の回転角度(0度22分44秒)

起点③を通る格子の回転角度(3度33分28秒)

【凡 例】

- 単位区画
- 調査範囲
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▧ 形質変更時要届出区域(令和4年東京都告示第965号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域(令和2年東京都告示第942号により指定した区域)

●東京都告示第千五百二十六号

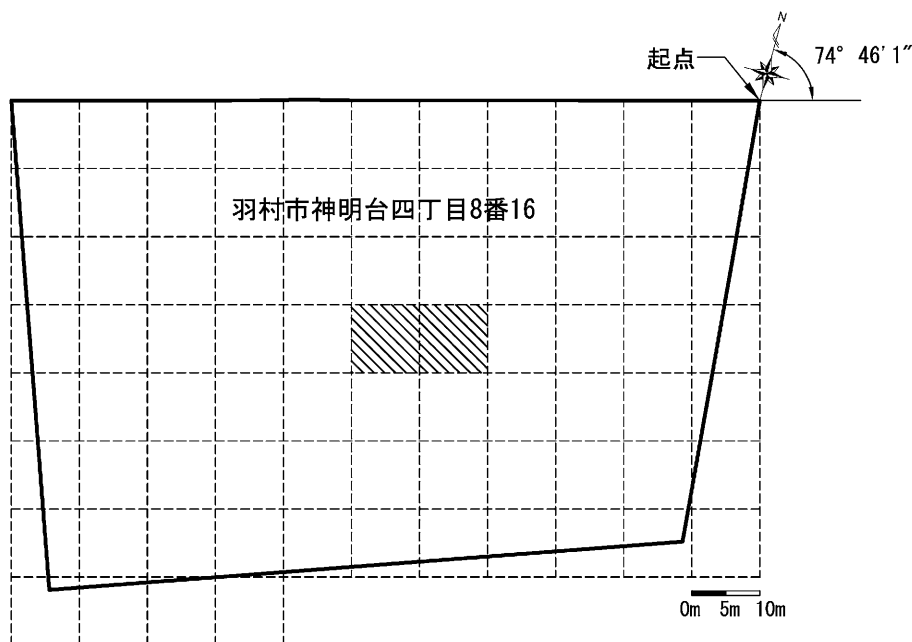
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（羽村市神明台四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

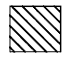
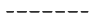

別 図



【起 点】
起点は、羽村市神明台四丁目8番16の最北端とする。

【格子の回転角度（74度46分1秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

-  指定を解除する区域
-  単位区画
-  敷地境界

●東京都告示第千五百二十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

法第百十三
条第一項の
申出をする
漁業協同組
合の名称

縦覧期間

縦覧場所

加入区 の名称 及び氏名	新島村本村五 丁目三番一 号 大沼 三郎 新島村若郷十 番十七号 植松 寛行	にいじま漁 業協同組合 にいじま漁 業協同組合 にいじま漁 業協同組合	令和四年 十一月三 十日から 同年十二 月十四日 まで	新島村若 郷八十三 番地 にいじま 漁業協同 組合
--------------------	--	--	--	--

●東京都告示第千五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 青梅日の出

二 変更の区間 西多摩郡日の出町大字大久野字長井五千

三 変更の概要

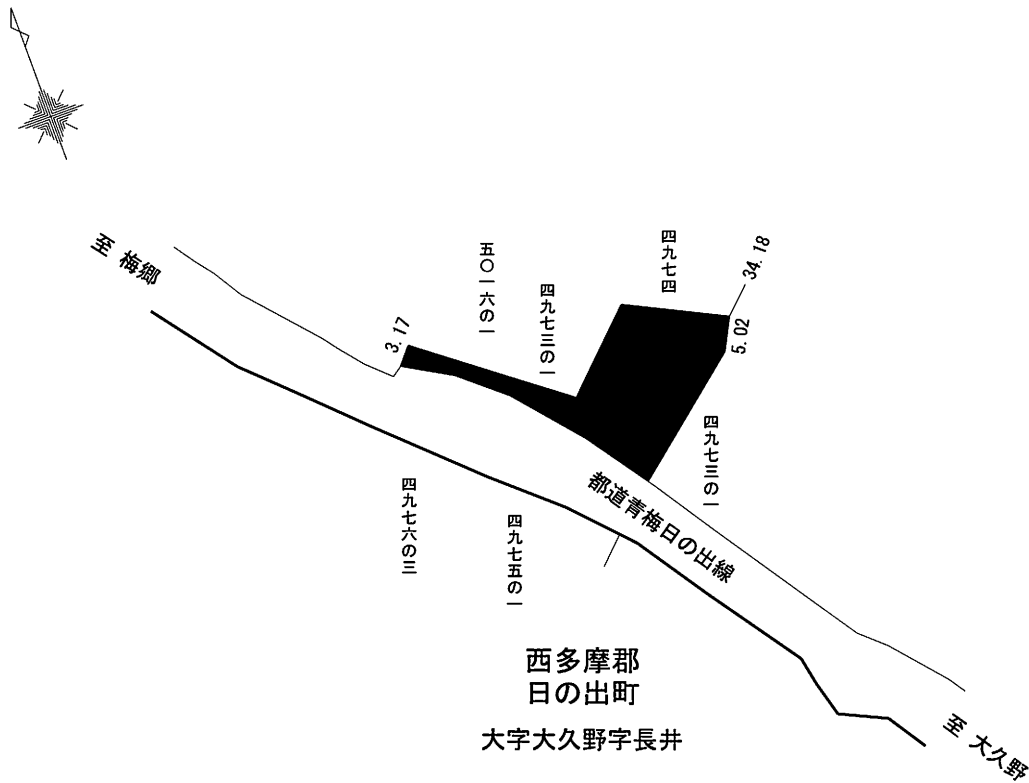
別図表示のとおり
十六番一地内から同所四千九百七十三番一地内まで

別図

都道青梅日の出線区域変更略図
西多摩郡日の出町大字大久野地内

 編入区域
 都道
 一般国道

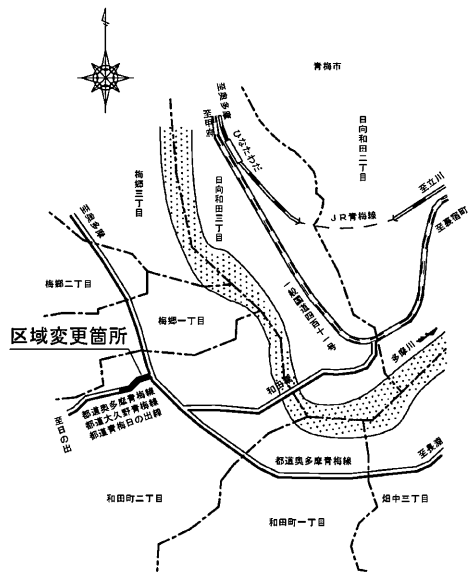
延長 三九・六一メートル
 面積 四一三・三六平方メートル



別図

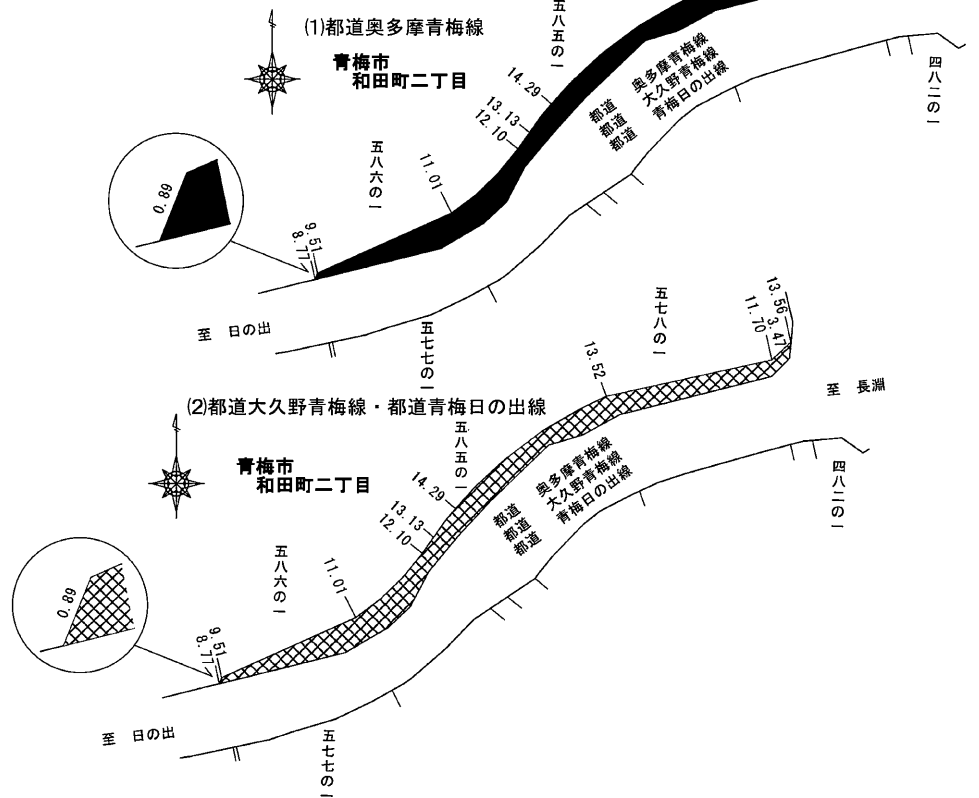
都道奥多摩青梅線
都道大久野青梅線
都道青梅日の出線
青梅市和田町二丁目地内

区域変更略図



- 一般国道
- 都道
- 編入区域
- (1)都道奥多摩青梅線
延長 九一・九六メートル
面積 二二九・四三平方メートル
- 重用編入区域
- (2)都道大久野青梅線・都道青梅日の出線
(都道奥多摩青梅線との重用編入)
延長 九一・九六メートル
面積 二二九・四三平方メートル

●東京都告示第千五百二十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和四年十一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年十一月三十日



(一)	路線名	東京都知事 小池 百合子
(二)	変更の区間	奥多摩青梅 青梅市和田町二丁目五百七十八番一地
(三)	変更の概要	内から同所五百八十六番一地内まで
(一)	路線名	別図表示(1)のとおり
(二)	変更の区間	大久野青梅 青梅市和田町二丁目五百八十六番一地
(三)	変更の概要	内から同所五百七十八番一地内まで

(一)	路線名	別図表示(2)のとおり
(二)	変更の区間	青梅日の出 青梅市和田町二丁目五百七十八番一地
(三)	変更の概要	内から同所五百八十六番一地内まで

別図

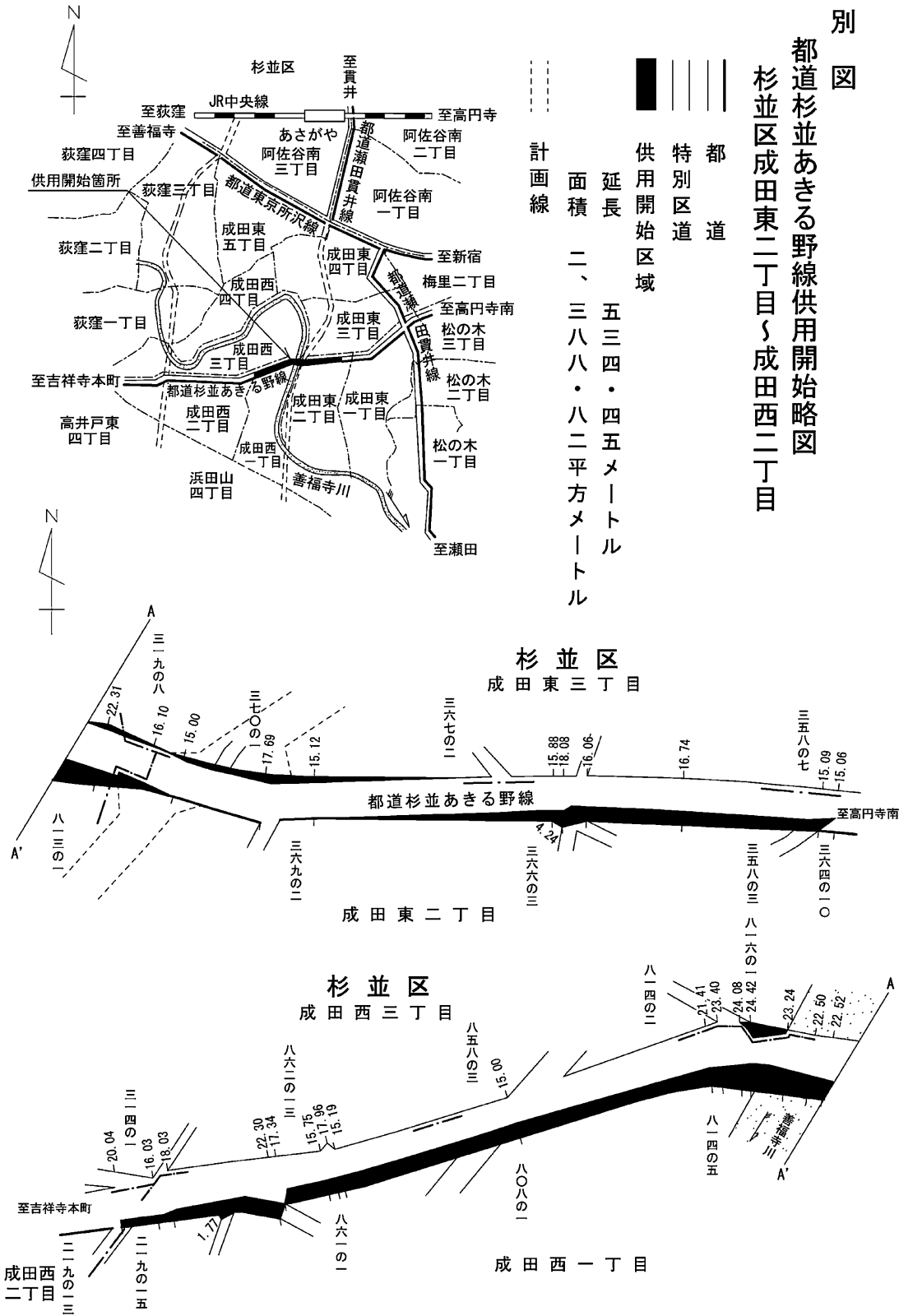
都道杉並あきる野線供用開始略図
杉並区成田東二丁目〜成田西二丁目

●東京都告示第千五百三十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年十一月三十日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年十一月三十日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 杉並あきる野
二 供用開始の区間 杉並区成田東二丁目三百六十四番十

三 供用開始の概要 地先から同区成田西二丁目二百十九番十三地先まで
四 供用開始の期日 別図表示のとおり
令和四年十一月三十日

都道
特別区道
供用開始区域
延長 五三四・四五メートル
面積 二、三八八・八二平方メートル
計画線



●東京都告示第千五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年十一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

杉並あきる野

二 占用を制限する区間

杉並区成田東二丁目三百六十四番十地先から同区成田西二丁目二百十九番十三地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和四年十二月一日

規 程（下水）

●東京都下水道局管理規程第四十一号

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月三十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程（平成九年東京都下水道局管理規程第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第四号中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改める。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第四十二号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月三十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程（昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示（下水）

●東京都下水道局告示第十一号

昭和五十五年東京都下水道局告示第七十九号（東京都下水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
令和四年十一月三十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

二 収納取扱金融機関の表三菱UFJ信託銀行株式会社を削る。

告 示（消）

●東京消防庁告示第10号

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火禁止区域を次のように指定する。
令和4年11月30日

東京消防庁

消防總監 清 水 洋 文

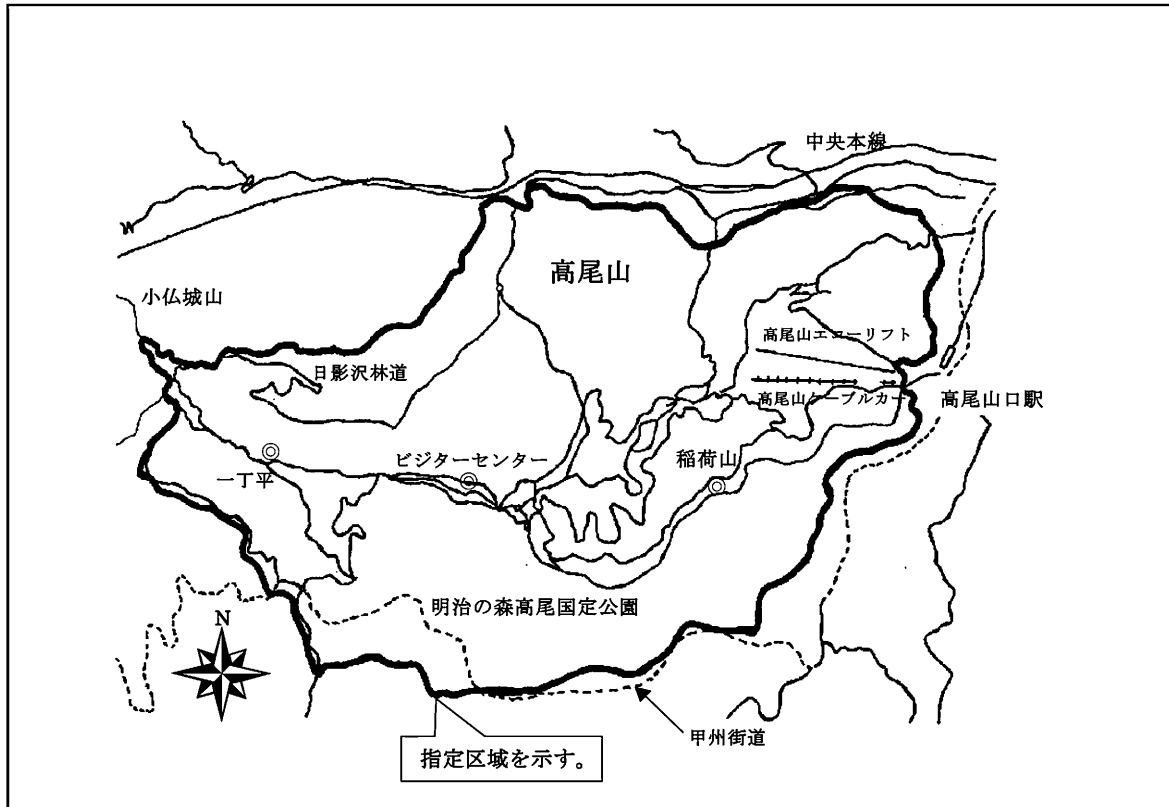
一 指定区域

八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町（明治の森高尾
尾国定公園指定区域に限る。）の区域（別図の太線内の
部分）

2 指定日時

令和4年12月31日午前10時から令和5年1月3日午後
3時まで

別図



公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 ヒューリック渋谷宇田川町ビル
- 二 店舗所在地 渋谷区宇田川町十二番十八号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝
- 六 変更後の設置者の代表者名 大山 一也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ハンズ
- 八 変更後の小売業者 株式会社ハンズ

九 の氏名又は名称
変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ハンズ

十 変更前の小売業者の代表者名
木村 成一

十一 変更後の小売業者の代表者名
桜井 悟

十二 変更日
令和四年十月一日ほか

十三 届出日
令和四年十一月十一日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和四年十一月三十日から令和五年三月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

